

確定申告書第二表の「住民税に関する事項」の記載について

確定申告書の「住民税に関する事項」(第二表)の内容は、市民税・府民税の算定に使用します。所得税額に影響がなくても、該当する項目があれば記載してください。記載がない場合、市民税・府民税税額決定の際に適用することができません。(市民税・府民税額等に影響する場合があります)

確定申告B様式(第2表)

○ 住民税・事業税に関する事項

同配 一 生 計 者	氏名	個人番号	続柄	生年月日	別居の場合の住所	給与・公的年金等に係る所得以外(令和2年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択	給与から差引き			
	①				・			④	自分で納付	
16 歳 未 満 の 扶 養 親 族	②			平 ・ 令	・	都道府県、市区町村分(特例控除対象) 住所地の共同基金金、日赤支部、都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	⑤			
	②			平 ・ 令	・					
	②			平 ・ 令	・					
配当に関する住民税の特例		円	非居住者の特例	円	配当割額控除額	③	円	株式等譲渡所得割額控除額	③	円
寄附金税額控除		都道府県、市区町村分(特例控除対象)	円	⑤	条例指定分	都道府県	⑤	市区町村	⑤	円

確定申告A様式(第2表)

○ 住民税に関する事項

同配 一 生 計 者	氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所
	①			・
16 歳 未 満 の 扶 養 親 族	②		平 ・ 令	・
	②		平 ・ 令	・
	②		平 ・ 令	・
給与・公的年金等に係る所得以外(令和2年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択		④	給与から差引き 自分で納付	
配当に関する住民税の特例		円		
非居住者の特例		円		
配当割額控除額		③	円	
寄附金税額控除		都道府県、市区町村分(特例控除対象)	円	⑤
		住所地の共同基金金、日赤支部、都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	円	⑤
別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所		氏名	住所	

① 同一生計配偶者

申告者の合計所得が100万円を超える方で、同一生計の配偶者がいる場合、配偶者控除の適用はありませんが、障害者控除の適用や課税(非課税)証明書の発行等に影響する場合があります。記載がない場合、原則被扶養者に含めることができません。

② 16歳未満の扶養親族

16歳未満の扶養親族は控除対象外ですが、市民税・府民税の非課税判定、障害者控除、寡婦(寡夫)控除等の適用に影響する場合があります。記載がない場合、原則被扶養者に含めることができません。

③ 配当割額控除額・株式等譲渡所得割控除額

上場株式の配当所得・株式等譲渡所得について申告する場合は、支払の際に特別徴収された住民税の額を記載してください。この欄に記載がない場合、住民税からの配当割額控除・株式等譲渡所得割控除は受けることができません。

④ 給与・公的年金等に係る所得以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択

営業や不動産、一時所得など、主たる給与以外の所得に対する税額を、全額給与から天引き(特別徴収)するか、納付書等で納付(普通徴収)するか選択できます。普通徴収を希望される場合は、必ず「自分で納付」を選択してください。記載がなければ、原則特別徴収となります。

⑤ 寄附金税額控除

市民税・府民税の税額控除の対象となる寄附をされた場合、寄附先に応じて該当箇所に寄附金支払額を記載してください。この欄に記載がない場合、住民税での寄附金税額控除は受けることができません。

○ 市民税・府民税に関するお問い合わせ

向日市 税務課 市民税係
電話(075)931-1111【内線222・223】